

協議事項 2

事務事業の統一時期について（案）

これまでの合併協議において、「合併時に統一する」とした事務事業等については、合併の期日が年度中途であることから、住民生活への影響や混乱を避けるため、平成 18 年 4 月 1 日に統一することを基本とする。

ただし、組織、予算、窓口手数料など合併時に統一をしなければならないものについては、これを妨げるものではないものとする。

（理由）

・ 協議会では、当初、平成 17 年 3 月 31 日までの合併を目指して事務事業の調整等を進めてきたが、合併期日が 9 月 2 日となったことから、年度中途の変更を避け、平成 18 年度から統一することにより、住民生活への影響や混乱が少ないものと考えられること。

【合併時に統一する事務事業（例）】

- ・ 条例・規則
- ・ 組織関係（特別職設置・報酬、事務組織、消防団、防災会議等）
- ・ 予算関係
- ・ 電算システム
- ・ 地方税関係（納税関係事業）
- ・ 広報紙発行
- ・ 窓口業務、同手数料
- ・ その他合併時に統一すべきもの